

牛久市教育委員会 4月定例会会議録

1. 日 時 令和8年4月23日(木) 午後1時45分
2. 場 所 ひたち野リフレビル 4階 第1会議室
3. 出席委員 川村 始子・吉原 英夫・宮本 芳子・磯山 貴洋・久野 あい
4. 委員以外の出席者
教育部長 高橋 頼輝
次長 稲葉 健一
教育総務課 課長 橋本 早苗
教育施設課 課長 齊藤 孝順
教育支援課 課長 柴山 信一
スポーツ推進課 課長 大町 泰介
生涯学習課 課長 山口 明
中央図書館 館長 柳橋 克栄
教育総務課 課長補佐 宮嶋 亮輔
教育総務課 主事 藤田 悟瑠
5. 欠席者 なし
6. 会議録署名人 吉原 英夫
7. 議事事項
議案第 16号 牛久市社会教育委員の任命について
議案第 17号 牛久市認定地域クラブ活動の認定に関する告示について
議案第 18号 牛久市立学校教職員が認定地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程について
議案第 19号 令和8年度牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会委員の委嘱・任命について
報告第 12号 令和8年度牛久市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命について
報告第 13号 令和8年度牛久市学校評議員の委嘱について
報告第 14号 学校運営協議会委員の変更について
報告第 15号 令和8年度学校閉庁日の実施について

8. その他

司会	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	開会を宣言する。 会議録署名人 吉原 委員を指名する。
教育長	はじめに、議案第 16 号「牛久市社会教育委員の任命について」事務局より説明をお願いいたします。
生涯学習課長	議案第 16 号は牛久市社会教育委員の任命について、委員会の同意を求めるものとなります。 内容としましては、2 番、校長会代表、社会教育委員の新任となります。 校長会から 4 月 3 日付で、おくの義務教育学校の吉田校長先生から、ひたち野うしく中学校長の岡野晃生校長先生へ変更となる旨の連絡がありました。 社会教育委員の任期は 2 年となります。 吉田校長先生の残任期間である令和 9 年 6 月 30 日までを任期としております。 議案第 16 号について質疑を受けるが質疑なし。出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第 17 号「牛久市認定地域クラブ活動の認定に関する告示について」、事務局より説明をお願いいたします。
教育部長	先月に 1 度、議案として上程する予定だった案件になります。牛久市認定地域クラブ活動の認定に関する告示について、委員会の同意を求めるとなります。 こちらにつきましては、今後展開されますクラブ活動において、自主的にやっていただけの団体に手を挙げていただいたときに、活動の質、そういったものをきちんと教育委員会で見た上で、このプランは大丈夫ですよと認定をするという形のものになります。

資料 第一条の方からなんですけれども、第一条は趣旨が書いてあります。
国のガイドラインに沿って今申し上げました、牛久市地域クラブの活動を認定する、そのためのルールを定めるものですよということが書いてあります。
第2条の方で認定の要件となります。
認定するためには、様々な要件を設定させていただいています。
教育の教育的な意義があるよというところをきちんと守っていただきたいとか。
あとは活動のルールとして、現在の学校部活動の平日2時間、休日3時間、週休2日の休みなど、生徒が無理なく活動できる時間設定をきちんとしていただいていること。
あとは適正な運営ということで低廉な価格の設定であるとか学校安全対策、学校との連携を行えることと、こういうことを認定の要件として第2条でうたっております。
第3条につきましては認定の申請ということで、団体の方から市の教育委員会の方に申請をしていただくために提出いただきたい添付資料等を、ここで載せております。
第4条で手続きとしまして、申請が上がったものの場合によって、必要に応じてヒアリング、現地確認などを行った上で審査をして、要件を満たしている場合には認定を行うということになります。
第4条の第2項なんですけれども、教育委員会がみずから地域クラブ活動の実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は認定を受けたものとみなすと書かせていただいております。
これというのは、直営で指導者を我々が派遣する形をとる、そういったクラブに関しましては、認定を受けたものとみなすということになっております。
第5条で認定不認定の通知に関して書いてあります。
第6条の方で、認定の有効期間なんですけれども、この有効期間につきましては、国の方が出しております最新のガイドラインの方で、有効期間については最長4年間、ですから登録効力発生日の属する年度の翌々年度末までの中で、地域の実情に応じて市町村等において設定するということがうたわれております。
毎年申請になってしまうと、団体の方も申請が煩雑になります。
教育委員会としてもそれを受けて認定してっていう、作業になってきます。
当然、3年間ということ、今設定をしておりますけれども、その間どういった形で活動してるかというのは、逐一確認をした上で、きちんとできてるものについては3年間有効というものをそのまま継続していけばということ、牛久市としては3年間を有効期間として見ております。
続きまして第7条から第9条までにつきましては変更ですか休止、あとは認定の取り消しということで、第7条、第8条については団体の内容が変更になったもの、場合によっては、継続が難しいということで休止すると。

そういったところについての条件要項が書いてあります。

第 9 条については認定取り消しということで、実施主体がもし活動をやめると、やっぱりできないということになった場合には、速やかに認定取り消しの申し出をしてくださいということがうたわれております。

第 10 条につきましては今の第 7 条から第 9 条以外で、以下、各号に該当する場合には教育委員会として認定を取り消すということになります。

下段に書いてある通り、不正な手段等により認定を受けた場合、あとは次の事業の規定による助言等によってもその改善が期待できない場合、それから前条の規定により取り消しの申し出があった場合。

その場合には、教育委員会として認定を取り消すということになっています。

第 11 条につきましては先ほど申し上げた、定期的な報告ヒアリングを通して活動の状況を把握させていただいて、必要な助言ができるものとししました。

こういった指導助言に従わず、という場合には、場合によっては取り消しに繋がってくるものになっています。

活動を把握し、基本的には問題ないということであれば認定は 3 年間継続されると、こういう形になります。

第 12 条は、認定されると何かあるのかというところで、支援という部分で記載をさせていただいております。

教育委員会として認定クラブに関しましては、次の各号に掲げる支援を行うということで生徒及び保護者等に対する情報提供、体験会をやりますよとか、ここでこの時間やっていますよとか、そういったチラシの配布ですとか、そういった部分になるかと思えます。

それから、活動の運営及び実施に対する財政支援、学校施設等の優先利用等の公的支援ということで、現在も令和 8 年度の予算で、自主的、実践活動でやっていただける団体さんに対して、幾ばくかの補助を出そうということで、予算もいただいているところです。

そういった部分での財政支援。

あとは実際に活動する場所に関しましては、現状、学校施設をまずは最優先で考えておりますけれども、そういったところを優先的に使っていただくという形での支援ということをうたっております。

それから、地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進。

この後、議案第 18 号でお話させていただきますが、兼職兼業の方についても教育委員会としても本来、学校の先生たちの負担を減らしましょうということではありますが、携わってほしいという先生方もいらっしゃると思いますので、そういった方々に対しての、兼職兼業の制度をきちんとご説明した上での活動への参加というところも、認定クラブに関しましてきちんと支援をしていきます、というところになっております。

以上、第 12 条までになります。

こちらにつきましては、今度の 5 月の 1 日から告示をスタートさせたいと思

教育長	<p>っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらよろしく願いいたします。</p>
吉原委員	<p>第4条第2項の「教育委員会がみずから地域クラブ活動の実施主体となり」というところがどういうことなのかなと思って線を引いたんですけど。</p> <p>今部長さんから、教育委員会が指導者を派遣する場合は、教育委員会が実施主体となると。</p>
教育部長	<p>そうです。教育委員会事務局が実施主体となる形ですので、その場合には、認定された地域クラブの活動ですよということになると。</p>
吉原委員	<p>教育委員会が主体ですね、わかりました。</p>
教育長	<p>認定に足る団体ですよって言うことを言って、そしてその運営も教育委員会がやりますよって言うことだから、ちゃんと責任を持っていますよって言うことなんですよ。</p>
吉原委員	<p>教育委員会が、責任を持っているということですね。</p>
教育長	<p>この後は補足資料ということで、Q&Aとか様式をつけてくださったっていうことかな。</p>
教育部長	<p>それぞれ申請に関して必要な様式等がございますので、こちらは条文の後に、認定の要件の確認表、これが実際に団体から出てきて、申請が出てきて、それをこちらで確認する際にチェックをしていくためのものということで第3条関係で様式第2号があったり、基本につきましては申請書になっておりますので、このチェックシートを使って教育委員会できちんと確認をした上で、団体の方で見てもらって、チェックをしてもらって、それも一緒に出して、その内容を我々の方で確認をさせていただいた上で、認定するかということなんです。</p> <p>そういう流れになっています。</p>

	<p>後ろについている様式第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、これらはそれぞれの条文に必要な様式ということで付いている形になります。</p>
吉原委員	<p>教育委員会がみずから地域クラブ活動の実施主体になる場合ってというのは、地域クラブ活動の実施主体としてクラブがないってことか。 実態がないから教育委員会が代わってやるってことか。</p>
教育部長	<p>手を挙げていただける、自主的にやっていただける団体がない種目に関しては、教育委員会として、ベースとしては今ある学校にある種目をきちんと活動の場として提供するために、教育委員会がやるということです。</p>
吉原委員	<p>よくわかりました。ずっとこれが引っかかって。文科省の方針と違ってきちゃうんじゃないかなと思って。</p> <p>議案第 17 号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第 18 号牛久市立学校教職員が認定地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育部長	<p>続きまして議案第 18 号、牛久市立学校教職員が認定地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程ということで、委員会の同意を求めるものとなります。</p> <p>こちらは文部科学省からも出てるガイドラインでも、国が発出されたのが去年の冬なんですけれども、そちらできちんと兼職兼業についての規定を作った上で運用するという事になっておりましたので、運用しております。</p> <p>こちらにつきましては、趣旨としては、部活動の地域展開が進むところで、教職員が希望に応じて地域クラブなどで指導ができるよう、教育委員会が兼業の許可を出す際の部分ということで、こちらの交付系のものを作成しております。</p> <p>こちらにつきましては、教育公務員特例法、とか国のガイドラインに基づいて作成をしているものということになります。</p> <p>第 2 条で兼職兼業の申請ということになって参りますが、こちらにつきましては、牛久市立学校職員を含めて、第 16 条に規定する兼職兼業の承認願を勤</p>

務する学校の校長の方に、まずは提出をしていただく。

そして、その内容を見た上で教育委員会に上がってくるという流れになります。

この服務規程第 16 条に規定するこの様式なんですけれども、当初は別の様式も考えたんですけれども、もうすでに兼職兼業の兼務の承認願にこの様式を使ってるというところもありましたので、わざわざ別の様式を使う必要はないかなと思ひまして、この様式を使わせていただくということにしております。

提出があった場合には、校長先生の方でまず内容がどうか確認していただいて、教育委員会の方に出していただくということを想定しております。

第 3 条で兼職兼業の許可ということで、先ほどの承認願があった場合に内容を精査してということなんですけれども、こちらに書かせていただいている各号に該当しないということが確認された場合に限り、兼職兼業の許可を出すということにしております。

まずは申請がその申請者の意思に反して行われていること。だから、いなければということ。当然のことかと思ひます。

意思に反して行われているということはあってはいけないことだと思ひます。

第 2 号で、この兼職兼業を行うことで申請者が勤務する学校での職務遂行に支障をきたす恐れがある。

まずは、学校の方がまず第一優先ですので、支障をきたすおそれがある場合には認められませんということになります。

3 番目としまして、時間外労働時間と地域クラブの活動における労働時間、通算した時間から、労働基準法云々とありますけれども、一月あたり 100 時間以上になったり、複数月平均が 80 時間を超えることが見込まれること。

結局この文章というのは、学校に先生がまず行きます。行って、学校を出ます。その間の時間と、地域の活動の時間を足したものが、月当たり 100 時間、絶対超えちゃだめですよ。複数月平均 80 時間もだめですよというところに、ここで 1 つあるのが、文部科学省から令和 2 年に出ております、公立学校の教職員の業務量の適正な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針。

この中では、基本的に時間外在校等時間。

先ほど言った、学校に行ってから退勤するまでは 45 時間以内にしましょうと、1 ヶ月当たり 45 時間以内にしましょうねと。

この、地域展開の話が出てきて、ガイドラインが出たのが、ついこの半年前というところもありまして、国の方ではこの兼職兼業にあたっては、教師の心身の健康の確保のためにも目安として時間外在校等時間、今言った学校に行ってから学校出るまでの時間と、地域団体における労働時間の通算が 45 時間以内となることが望ましいというお話も出ております。

単純に言えば、地域活動、今考えてるのは、毎週土曜日ないし日曜日に 1 日 3 時間程度ですので、週当たり 3 時間、月当たり 12 時間の時間が地域団体での活動の時間ですので、できることであれば学校にいるトータルの時間、法定時

間を除いた時間は、その 12 時間もしやるのであれば、45 から 12 を引きますので、33 時間程度に抑えられるといいですね、ということが文科省の方からも出ております。

ですけれども、あくまでも今回、兼職兼業につきましては、望ましいというところについて、こちらは県の方に確認をしたんですけれども、あくまでも望ましい範囲なので、そこは市町村の裁量といたしますか、市町村の方で考えていただければというお話でしたので、今回この 45 時間以内ということについては、この兼職兼業の個別においては触れておりませんが、先ほど言った公立学校の教職員のという指針をきちんと見た上で、教育委員会と校長は判断していきましようということに規定自体はなっておりますので、その部分につきましては我々の方もきちんと見た上で考えて、許可に関してはやっていきたいというふうに考えております。

第 4 号から第 7 号につきましては、そちらに書いてある通りであります。

心身の健康確保に支障をきたす場合、それは当然にできません。

従事しようとしている地域クラブ活動における業務内容が、学校または教職員への信用失墜に繋がる恐れがある場合、それは認められません。

また、この兼職兼業を行っていただくにあたって、地域クラブの指導者登録バンク、こちらへ登録をしていただきたいので、それがなされていない場合には認められませんということにさせていただいております。

第 7 号につきましてはその他、適当でない事情があった場合には認められませんという形で定義をしているところでございます。

第 4 条では、その申請内容にもし変更が生じた場合、速やかに教育委員会に出していただきたいということが書いてあります。

また、異動により勤務校が変更された場合、その場合には改めて申請をしてくださいということが書いてあります。

第 5 条の方では許可の取り消しということで、第 1 条から第 4 条まで、こちらについては虚偽の内容があったり、先ほど、第 1 号から第 7 号までやった第 3 条で、いずれかに該当することが明らかになった場合など、そういった場合には取り消すということもありますよということが書いてあります。

第 6 条の方では服務ということで、記載をさせていただいております。

こちらにつきましては当然守っていただきたいという部分になって参ります。

教職員として勤務時間中に地域クラブ活動における業務には従事しないと。

これは当たり前のことかなと思いますが、まずは学校を最優先という形でお願ひし、教職員としての業務と地域クラブの業務が重なった場合には、教職員としての業務を優先する。

地域クラブの活動を優先するのではなく学校教職員としての業務を優先していただきますということです。

あとは、信用失墜に繋がるようなことをしないでくださいということが書いてあります。

第 7 条で勤務時間の報告ということで、兼職兼業を許可された教職員さんにつきましては、従事した月の翌月 10 日までに従事時間の報告書を教育委員会に出していただくようにしております。

これを出していただくことで、学校での時間外で学校にいた時間と地域活動をしていただいた時間、これが 45 時間を超えてしまう、60 時間を超えてしまう、80 時間を超えてしまう。そういったところをきちんと把握していきたいということで、ご本人からその報告をいただくということにしております。

労働時間の合計をきちんと把握した上で、健康管理を図らないといけないですよということが書いてあります。

第 8 条の方は、兼職兼業教職員と地域クラブ活動の実施主体との契約ということで、自主的に運営しているクラブでやるという場合も当然想定されます。

その場合の雇用契約といいますか、委任関係につきましては本人とその団体で直接やっていただくということになります。

ただし、教育委員会から派遣する、教育委員会が実施主体となってやる所につきましては、教育委員会の方できちんと委任していくという形にしております。

この後が第 9 条で報酬についてです。

報酬につきましては、従事した際の報酬を受け取ることはできますよと。

ただし、社会通念上適当とはいえない高額の報酬を受け取ることはできないものとするということになっております。

こちらにつきましては本当に、ここに社会通念上という言葉があるんですけども、余りに高額の指導料をもらうことはしないでくださいということで、うたわせていただいております。

また、第 2 号の方で、兼職兼業の教職員、得た報酬があった場合には、確定申告等を含め、そちらは個人の方できちんとやっていただくというところを書かせていただいております。

第 10 条の方で、兼職兼業の申請が不要な場合ということで、一応入れてあります。

教職員の方が休日等の勤務時間外において、無償または交通費等の実費程度のみでの支給で指導等を行う場合、この場合には兼職兼業の申請は要しないということになっております。

報酬をいただくということであれば、きちんと出してください。

無償の場合には、こちらは申請の方をしなくても大丈夫ですということで入れてあります。

第 11 条の方で実態調査ということで、必要に応じて教職員の地域クラブ活動における業務の状況等について、教育委員会は調査を行うことができますよと、こういうことをうたわせていただいております。

こちら令和 8 年の 5 月 1 日から、こちらの規程について運用を開始したいと思っております。

駆け足ですが説明は以上です。

教育長	事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらよろしくお願いします。
宮本委員	<p>教職員の方が兼職兼業の申請をしない場合なんですけど、まず、当然ながら時間数が規定よりも少ない、たくさんオーバーしない場合は、例えば報酬をもらわない場合。</p> <p>そういう場合は、校長先生に伝えなくてもいいということか。</p>
教育部長	<p>一応そこに関しましては、こういった活動を休日にしてますというのは、やはり学校の管理職の先生方は知っておいていただいたほうがいいかとは思いますが、兼職兼業ということでの申請というのは不要かなと思うんですけども、こういった活動をやってますということだけは伝えておいていただきたいなと思ってますので、そこについてはこの要項の中にはまだ入ってませんが、きちんと今ご意見いただいて、改めて伝えておく必要があるかなと思ってます。</p>
宮本委員	<p>そうすると、報酬をいただかない場合も、校長先生に一応お伝えする。</p> <p>それで、時間数もこの規定に、兼職兼業ではないけれども、時間数はちゃんと守って、労働時間をちゃんと守った形で活動すると。</p> <p>それはオーケーということですね。</p>
教育部長	<p>この月当たり 100 時間以上とか複数月 80 時間等っていうのは、何もこの兼職兼業に限ったものではないので、ここにつきましては。</p> <p>別の形で学校の教職以外に携わっている人についても、当然ここはかかってくる部分ですので、そこは同じ形になるかなと。</p>
吉原委員	<p>すいません。</p> <p>この地域展開が永久に続くとは思わないけども、でもせっかく始めたんで、後戻りできないんで、前に進む方で考えるときにちょっと気になる点があるんですけども。</p> <p>1 点は今、宮本委員さんが言った、報酬なしで活動する場合に兼業申請を出さなくていい、申請しなくていいということの活動をしている把握は誰が責任持ってやるのってのが非常に曖昧なので。</p> <p>たとえ報酬もらわなくても交通費とか、費用弁償をいただいているので、そういう意味では、やはり身の潔白を晴らすためにも、やはりきちんと報告させる必要は私はあるのかなと思います。それが第 1 点。</p>

<p>教育部長</p>	<p>それから第2点。報酬がある場合は雇用契約になりますよね。 雇用契約になって何かあった場合には、労災の適用になるってことですよ ね。</p> <p>雇用契約を結ぶ…。 そこがあれなんですけども。</p>
<p>吉原委員</p>	<p>そこを実は、私もそういうのを担当してきて、実際に部活動の試合の審判を してて、試合の審判中に死亡するっていう、こういう事例は結構あるんですよ ね。</p> <p>結構って頻繁にあるわけじゃなくて、今までにもあって。 そのときは部活動はまだ公務ですから、公務災害の適用なんですね。 公務災害が認められると例えば障害があって休む場合に、休業補償がありま す。</p> <p>それから、遺族補償。実は守谷市で亡くなった方は30歳で、お子さん生まれ たばかりで亡くなってね。</p> <p>私達同業者は、当然公務災害だと思っていたらば、なかなか公務災害の適用 を受けないんですね。</p> <p>なぜかっていうと、6ヶ月にわたる勤務時間数を、あと部活動の時間数を全 部出して、それで初めて申請して認められる。</p> <p>労災についても同じですよ。</p> <p>多分労働契約を結んでて、そこで事故があつたり、或いは死亡事故があつた りして労災に全部なるかっていうと、必ずしもそうではない。</p> <p>それは当事者が申請しないと認められない。</p> <p>つまり指導者がみずから労働基準監督署に行つて、実はこういうふうに通 じて、全部資料を出して、認められるか認められないか、ということなの で、この辺が非常に曖昧になってくると、やがて何かあったときにトラブルに なって、裁判になったときには弁護士さんをお願いしたりとかになってくるの で、その辺もう少しこう明確にしておいたほうがいいのかなと。</p> <p>これ磯山委員に聞かなくちゃいけないですけども、例えばクラブ団体と契約 を結んで、雇用計画が成り立つと、これはあくまでも労働ですよ。</p> <p>労働契約ですよ。</p>
<p>磯山委員</p>	<p>そもそもの話で、クラブの主体っていうのは教育委員会がやる場合もあるっ ていう話ですが、それ以外の場合の主体っていうのはどこにある。</p>

教育部長	<p>任意のスポーツクラブですね。牛久でいうと例えばですけど、牛久市柔道協会だったり、サッカー協会。</p>
磯山委員	<p>そういった形になってきますよね。 そうすると、そこと指導者の契約っていうのはどういう契約にするかっていうのは、決まってるじゃないですか。</p>
教育部長	<p>決まってるじゃないですか。</p>
磯山委員	<p>パターンとしては多分雇用契約でやるか、業務委託でやるか、そのあたりが変わってくるのかなと思ったんですけど。 労働基準法の規制が絡んでくるので、これはどういうふうに見ればいいのかっていうのをちょっと思ったところではあるんですけど。 多分全部が全部雇用契約でやるわけじゃないでしょうから。</p>
教育部長	<p>場合によっては多分その協会に加入して、そこの指導者として携わるっていうような形もあるかと。</p>
磯山委員	<p>そういうことであれば多分、雇用契約になると思う。</p>
教育部長	<p>基本的には指導者として携わっていただく方には、一応スポーツ安全保険には加入していただく形は取ろうと思ってます。</p>
吉原委員	<p>それはきっと、どこでもやると思うんですよね。 私が気になってるのは、そのけがが長期に渡ったときに教職として働けなくなったときの休業補償とか、そういうのはどこが受け持つかっていうと、労災しかなくなっちゃう。 実際にアキレス腱断裂して長期間働けなくなった人っているわけで。 そうすると、3ヶ月までしか療休取れませんので、残りは休職するしかないですよ。 休職になると給料出ませんので。 だからそれをどういうふうにするのかなということがずっとついて回るので、その辺はやっぱり教育委員会としてある程度きちっと明確に指導される方</p>

<p>教育部長</p>	<p>にも伝えておいたほうが、後でトラブルは少ないのかなって感じはしてました。</p> <p>スポーツ安全保険などは一時的なものになってきますので、当然、そのけがが原因で、今、吉原先生が言われたように、本業の方に影響が出た場合。</p> <p>そういった場合にどこまでの補償になるのか、スポーツ安全保険でそれがどこまで賄えるか。</p> <p>賄えない場合はどうなっちゃうのか、というところは申し訳ございません、確認しておきます。</p>
<p>吉原委員</p>	<p>各団体が入る保険っていうのも、教育委員会がきちんと把握しておく必要が私はあると思うんですが、極端なこと言うと学校長も把握してないとまずいのかなっていう気がしている。</p> <p>その辺以上よろしくお願いします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>確認します。</p>
<p>教育長</p>	<p>そうすると、これは決定しないほうがいいですよ。</p>
<p>吉原委員</p>	<p>細かいところまで気にする方はいないと思うんですけど、実際自分が人事の仕事をやってて本当に大変な思いしている方を見ますので、やっぱりこの明確に記録を取って決まりを決めておいた方が、後のトラブルは少ないかなと。</p> <p>そんな感じがしますね。</p>
<p>教育部長</p>	<p>ただ、今回の規程の中にそこまで盛り込むかどうかという話もあると思いますので、保険の部分を盛り込むとしたらどういうふうに盛り込むかっていうのはあると思うんですけど。</p>
<p>吉原委員</p>	<p>ここに条例として盛り込む必要はないと思うんですけども、でもやはり、きちんとした記録でこういうふうになります、こういうふうになりますというのはどこかにきちっと明文化して、指導する方たちに伝えた方がいいのかなっていう思いはしました。</p>

教育長	<p>あとは兼職兼業にならない場合っていうところの定義づけは懸念されると思うので、そこら辺のところをしっかりともう少し書いて、急ぎではないでしょうから、4月で、5月になっても6月になっても始まるのは11月ですから。</p> <p>そこら辺のところしっかりとやっていただいて、またっていう流れでよろしいでしょうか。</p> <p>その時に懸念になるところ、法律上の懸念っていうところは少し教えていただいて、経験があるお2人がいらっしゃるので。</p> <p>そういう形で教育総務、大丈夫ですか。</p> <p>これは決めないで、もう1回、そこら辺の懸念を書き加えるなり、どうするなりっていうところの意見を持った上で、後日ということで、はい。</p>
吉原委員	<p>この地域展開に関わる教職員の身分がどうなるのかってというのが、報酬をもらう・もらわないで変わりますよっていうこと。</p> <p>それから公務とは違って、労働契約ですよっていうのを明確にしておく必要が私はあるのかなと思いますので。</p> <p>その辺を附則でも何でも構わないから1個入った方が、後で問われたときに逃げられるというか、じゃないと教育委員会みんなで背負いかぶるようになってちやうど。</p>
教育部長	<p>ありがとうございます。</p>
教育長	<p>次に、議案第19号「令和8年度牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会委員の委嘱・任命について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育支援課長	<p>議案第19号「令和8年度牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会委員の委嘱・任命について」ご説明いたします。</p> <p>牛久市教育委員会いじめ専門委員会設置規則第2条の規定に基づき、専門委員会はいじめの防止等の対策に関する調査及び研究を行うものであります。</p> <p>そこで事務委任規則の規定に基づき、別紙の通り令和8年度牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会委員の委嘱・任命について同意を得るものであります。</p> <p>別紙について、こちらが今回委嘱・任命する方の名簿となっております。</p> <p>中には児童相談所、地方法務局、茨城県警察それぞれの職員、その他教育委員会が必要と認めるもの、合計6名の方を委嘱させていただきます。</p> <p>また、牛久市の職員2名も任命させていただきます。</p> <p>委員の任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日というふうになって</p>

	<p>おります。</p> <p>説明は以上となります。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 19 号について質疑を受けるが質疑なし。出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、報告第 12 号「令和 8 年度牛久市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>教育長</p> <p>教育支援課長</p>	<p>報告第 12 号「令和 8 年度牛久市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命について」ご報告いたします。</p> <p>牛久市いじめ問題対策連絡協議会設置規則に基づき、連絡協議会はいじめの防止等に関する機関及び団体等の連携推進に関することや、関係機関及び団体等相互の連絡調整を図ることを所掌するものであります。そこで、別紙の通り、令和 8 年度牛久市いじめ問題対策連絡協議会の委嘱・任命について別紙をご覧くださいいただければと思います。</p> <p>こちらの方々についても児童相談所、地方法務局、茨城県警察の職員その他牛久市教育委員会が必要と認めるもの合計 8 名の方を委嘱させていただきます。また牛久市の職員 2 名も任命させていただきます。</p> <p>任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。</p> <p>報告第 12 号について質疑を受けるが質疑なし。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、報告第 13 号「令和 8 年度牛久市学校評議員の委嘱について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>教育支援課長</p>	<p>報告第 13 号「令和 8 年度牛久市学校評議員の委嘱について」です。</p> <p>これについては地域住民、保護者及び有識者から広く意見を聞き、地域社会と連携することにより開かれた特色ある幼稚園をつくるため、学校評議員の委嘱となっております。</p> <p>第一幼稚園より 3 名の推薦がありました。</p> <p>皆さん、継続して委嘱させていただく方となります。</p> <p>お名前申し上げますと、大竹優子さん、岩澤奈美さん、黒澤智絵美さん、以上 3 名となります。</p>

	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>報告第 13 号について質疑を受けるが質疑なし。</p> <p>次に、報告第 14 号「学校運営協議会委員の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>教育長</p> <p>生涯学習課長</p>	<p>報告第 14 号「学校運営協議会委員の変更について」報告いたします。</p> <p>神谷小学校を除く市内 12 校におきまして、校長、副校長、教頭、教務主任の異動がございました。</p> <p>この異動に伴い、学校運営協議会委員の変更が、別紙の通りございましたので、ご報告いたします。</p> <p>なお任期は前任者の残任期間がありますので、4 月 30 日までとなります。</p> <p>以上です。</p> <p>報告第 14 号について質疑を受けるが質疑なし。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、報告第 15 号「令和 8 年度学校閉庁日の実施について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>報告第 15 号「令和 8 年度学校閉庁日の実施について」ご説明いたします。</p> <p>今年度、学校における教職員の長時間勤務を是正する教職員の働き方改革の一環としまして、学校閉庁日を実施いたします。</p> <p>期間は、令和 8 年 8 月 10 日の月曜日、12 日水曜日、13 日木曜日、14 日の金曜日のお盆の期間。</p> <p>それから、11 月 13 日金曜日の県民の日。</p> <p>年末の 12 月 28 日の月曜日と年始の令和 9 年 1 月 4 日月曜日と 5 日火曜日、全部で 8 日間となっております。</p> <p>お盆の期間について、11 日の火曜日が山の日で祝日となっておりますので、全期間ですと、8 月 8 日の土曜日から 8 月 16 日の日曜日までの 9 連休となります。</p> <p>年末年始につきましては、12 月 25 日の土曜日から 1 月 5 日火曜日までの 11 連休という形となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>

教育長	<p>報告第 15 号について質疑を受けるが質疑なし。</p> <p>以上で本日の議事は終了いたしました。</p> <p>これにて 4 月定例会を終了いたします。</p> <p>次回の定例会は、令和 8 年 5 月 2 1 日木曜日、リフレビル 4 階第 3 会議室、午後 1 時 4 5 分での開催となります。よろしくお願いたします。この後、教育委員会全体での打合せを行いますので、そのままお待ちください。</p>
-----	--